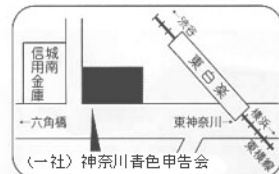


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11 栄ビル2F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
E-mail aoiro-ko@siarius.ocn.ne.jp



確定申告はお早めに！

申告

●所得税・贈与税

3月15日(木)まで

●消費税及び地方消費税(個人事業者)

4月2日(月)まで

振替納税 をご利用の方

●申告所得税

4月20日(金)

●消費税及び地方消費税

(個人事業者)

4月25日(水)

現金納付の方

(振替納税されていない方)

税務署からは、申告書提出後に納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

期限内に納付されない場合には、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

e - T a x 代理送信最終受付日

会計ソフトブルーリターンA、会員指導システム(OCR入力用紙)による

e - T a x 代理送信は・・・

所得税 **3月9日(金)迄**

消費税 **3月27日(火)迄**

となりますのでご注意ください！

会費振替のお知らせ

次回の

会費の口座振替は

3月26日(月)



です。

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さる様宜しくお願いいたします。

●事務局より

- ・3月15日(木)の港北出張所は閉所とさせていただきます。
- ・当会事務局及び港北出張所には駐車場がございません。事務局及び港北出張所前の道路及び歩道は駐車・駐輪禁止となっておりますので、お車・自転車でご来所の際は、近隣の有料駐車(駐輪)場をご利用いただきますようお願いいたします。

確定申告にお越しの際、もう一度持ち物のご確認を!!

- ①印鑑
- ②各種証明書（生命保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書、
医療費控除明細書、小規模企業共済掛金払込証明書 等）
- ③給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書
- ④前年分の青色申告決算書、確定申告書の控



※添付書類（控除証明書）を紛失してしまったら・・・

各種控除証明書の再発行をお願いいたします。

1. 公的年金の源泉徴収票

電話で申請することができます。基礎年金番号が確認できるものをご用意のうえ、ねんきんダイヤルもしくは年金事務所へご連絡ください。

ねんきんダイヤルをご利用された場合、受付から発送までに2週間程度かかります。お急ぎの場合はお近くの年金事務所にお問い合わせください。※窓口での発行もできます。

★お近くの年金事務所（港北年金事務所・電話045-546-8888、鶴見年金事務所・電話045-521-2641）

2. 国民年金保険料控除証明書

紛失等により再発行が必要な際には、お近くの年金事務所（上記参照）または「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

「ねんきん加入者ダイヤル」 0570-003-004（ナビダイヤル）

（注）050から始まる電話の方はTEL03-6630-2525へおかけください。

【受付時間】月曜日～金曜日 午前8：30～午後7：00 第2土曜日 午前9：00～午後5：00

（注）祝日（第2土曜日を除く）はご利用いただけません。

なお、再発行の手続きの際には、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意ください。

3. 小規模企業共済掛金払込証明書

『掛金払込証明書』を紛失した場合は、ホームページ上の専用フォームまたはお電話（自動音声ガイダンス）から、『掛金払込証明書』の再発行を申請いただけます。再発行の手続きには、共済契約者番号の入力が必要となりますので、『共済手帳』などの共済契約者番号が確認できる書類をご用意ください。

※電話（自動音声ガイダンス）で手続きする場合

電話：042-567-3308 受付時間：午前6時～午前0時（土曜、日曜、祝祭日含む）

4. 生命保険料・地震保険料控除証明書

加入されております保険会社にお問い合わせください。

平成27年分の課税売上高が1,000万円を超えた方へ！

消費税の申告及び納税が必要となります。必ずご確認ください。

平成29年分は課税事業者（平成30年4月2日申告期限）です。

平成29年分が1,000万円を超えていなくても申告しなければなりません。一般課税で申告しているか、簡易課税で申告しているかの確認をお願いいたします。

↓更にこちらもご確認ください。↓

平成28年1月～6月までの
課税売上高が1,000万円を超えた方



平成29年は課税事業者です。

（平成30年4月2日申告期限）

平成27年が課税売上高1,000万円以下であっても、平成29年は課税事業者になります。

なお、課税売上高に代えて給与等支払額により判定することもできます。